



品監発第 17 号
平成 25 年 9 月 5 日

品川区長
品川区議会議長
品川区教育委員会
品川区選挙管理委員会
品川区監査委員

} 様

品川区監査委員 三浦 茂
同 井上 奇信
同 大沢 真一
同 石田 しんご

平成 25 年度前期一般監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条の規定に基づき実施した一般監査の結果について下記のとおり報告する。

記

第 1 監査の主眼点

地方自治法第 199 条第 3 項の規定に基づき、各事務事業が同法第 2 条第 14 項（最少の経費で最大の効果）および第 15 項（組織及び運営の合理化）の趣旨に則り執行されているかどうか特に意を用い、以下の観点の主眼として監査を行った。

- 1 収入の確保が適正に行われているか。
- 2 予算が適正かつ効果的に執行されているか。
- 3 契約の締結および履行の確認が適正に行われているか。
- 4 事務事業の執行および管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- 5 財産の管理が適正に行われているか。
- 6 従前の指摘事項が是正されているか。

第 2 監査委員の関与

現監査委員 三浦 茂、井上 奇信は、平成 25 年 4 月 2 日から同 8 月 28 日までに実施したすべての監査に関与した。

前監査委員 伊藤 昌宏、あべ 祐美子は、平成 25 年 4 月 2 日から同 5 月 27 日までに実施した監査に関与した。

現監査委員 大沢 真一、石田 しんごは、平成 25 年 5 月 28 日から同 8 月 28 日までに実施した監査に関与した。

第 3 定期監査（所管別監査）の実施

1 実施期間

平成 25 年 4 月 2 日から平成 25 年 8 月 28 日まで

- 2 対象部局（対象期間：前回監査実施日後から今回監査実施日まで）
 - (1) 区長部局
 - (2) 区議会事務局
 - (3) 教育委員会事務局
 - (4) 選挙管理委員会事務局
 - (5) 監査委員事務局

第4 定期監査（所管別監査）の結果

《対象部局共通の指摘事項》

1 契約事務について

- (1) 物品購買契約について、近接した時期において同一業者と分割して契約している事例が多数見受けられる。計画的に一括契約を行うなど事務の効率化と一層の経費節減に努められたい。

2 支出事務について

- (1) 政府契約の支払い遅延防止等に関する法律では、支払いについて誠実にこれを履行しなければならないとし、支払いの時期について具体的に定め適正な執行が求められている。しかし、事務処理の遅れにより結果として支払いが遅延している事例が少なからず見受けられる。今後、法の趣旨に則り支払い事務の適切な執行に努められたい。
- (2) 有料駐車場使用料等の支払いについて、資金前渡による支払いを行わず、職員のクレジットカードやICカードにより支払っている事例が少なからずある。資金前渡による支払いを徹底されたい。
- (3) 報酬、報償費等に係る所得税の源泉徴収について、所管部署により税率の適用などに相異が見られる。運用の基準について検討されたい。

3 現金出納簿等の管理について

- (1) 現金出納簿について、作成されていない、未記入、誤記入などの事例が多数見受けられる。現金管理において帳簿の適確性は必須である。帳簿の整備を徹底されたい。
- (2) 消耗品受払簿について、作成されていない、未記入、誤記入などの事例が見受けられる。品川区物品管理規則第25条に則り指定消耗品の管理を徹底されたい。

《区長部局》

1 契約事務について

- (1) 道路公園等樹木管理委託（単価）契約および公園児童遊園等維持修繕工事（単価）契約について、それぞれ複数の事業者と契約を締結しているが、発注額に大きな偏りが見られるほか発注実績のない事業者も生じている。施行に関わる評価の高い事業者の比重が高まるのは理解できるが、一定の改善に努められたい。
(道路課、公園課)

2 支出事務について

- (1) 近接地外出張旅費に係る資金前渡について、品川区会計事務規則第 87 条第 6 項第 2 号によれば、「支払は、支給表に各人の領収印を徴して行うこと」とされているが、支給表（旅費命令申請書）に当該旅行者の領収印を徴していない。
(文化スポーツ振興課、都市計画課)

- (2) 品川区認証保育所保育料助成金の過払いに伴う返還請求について、平成 24 年 8 月 23 日付交付決定分については同 12 月 14 日、同 12 月 14 日付交付決定分については平成 25 年 3 月 27 日に返還請求を行っている。多額の返還金が発生していることから適切な事務処理に努められたい。
(保育課)

- (3) 品川区営住宅・品川区立区民住宅使用料納付促進委託（単価）契約について、事務経費については業務に要した実費分を明らかにした報告書を提出させることとなっているが、滞納者別整理票など提出すべき報告書のないまま検査を終了している。適切な事務処理に努められたい。
(都市計画課)

3 収入事務について

- (1) マイガーデン南大井使用料について、利用者の転出により利用実態がないにもかかわらず 6 ヶ月以上利用者のないまま放置された事例が生じている。「マイガーデン設置要綱」に則り適切な事務処理を行うとともに歳入の確保に努められたい。
(公園課)

4 現金管理について

- (1) 中小企業センター窓口受付業務に関わる現金の管理について、当該業務の受託者は使用料を徴収した後、収納金等として金庫に保管することとなっているが、受託者に帰属する現金 80,000 円が当該金庫に保管されている。公金の管理を徹底されたい。
(商業・観光課)

5 事業の執行方法について

- (1) 平成 24 年度体験型育成事業「わくわく・ドキドキコース」の参加費について、参加費を所管窓口で事前徴収しているが、歳入調定によらず私費として処理している。改善されたい。
(青少年育成課)
- (2) 品川区かかりつけ薬局機能推進事業委託におけるタミフルの取扱いについて、区の寄託したタミフルを受託者である当該薬局が使用した場合は、使用実績報告に基づきその薬価相当分を区に支払うこととなっているが、実績報告がない上支払いもなされておらず、受託者が自ら使用分を補充する処理となっている。事業の執行方法について検討されたい。
(健康課)
- (3) しながわ区民公園勝島の海貸しボート運營業務委託に関わる貸しボート利用料金の取扱いについて、通常の委託契約と異なり、受託者において事業の用に充てる旨の委託契約となっている上、利用料金の多寡にかかわらず定額の委託料が支払われている。改められたい。
(公園課)

《教育委員会事務局》

1 契約事務について

(1) 平成 11 年 1 月 18 日付総務部長通知によれば、「1 件予定価格 10 万円以上の随意契約については、2 者以上から見積書を徴すること」とされているが、次のとおり特に合理的な理由が付されず 1 者の見積書により契約が締結されている事例がある。今後、当該通知に則り契約事務の適切な執行に努められたい。

①平成 24 年 5 月 25 日付「サーマルロール」132,300 円の物品購買契約

②平成 24 年 8 月 17 日付「シュレッダー」270,900 円の物品購買契約

(品川図書館)

(2) 平成 24 年 10 月 9 日付「品川図書館防火対象物定期点検業務委託」31,500 円の委託契約について、その委託内容は品川図書館以外の図書館に関わる平成 24 年 4 月 1 日付「消火器具保守点検及び防火対象物点検委託」80,010 円の委託契約と同一である。契約を別に行う合理的理由はないことから改善されたい。

(品川図書館)

《区議会事務局》

指摘すべき事項は認められない。

《選挙管理委員会事務局》

指摘すべき事項は認められない。

《監査委員事務局》

指摘すべき事項は認められない。